

愛知県教育振興基本計画策定作業の見直しを求める声明

憲法の理念を生かし、子どもと教育を守る愛知の会

代表 名古屋大学名誉教授 榊 達雄

愛知大学法科大学院教授 小林 武

事務局 愛知県高等学校教職員組合

460-0007 名古屋市中区新栄 1 丁目 49 番 10 号

2010 年 10 月 2 1 日

愛知県教育委員会は教育振興基本計画を策定するために 2010 年 3 月、「愛知県教育振興基本計画(仮称) 検討会議及び二つの部会」を設置し、その策定作業を進めてきました。

10 月 12 日に第 3 回検討会議が開催され、事務局から基本計画の「素案」が示されました。委員は当日になり始めて示された「素案」をもとに議論しました。これ以後、各委員から文書で意見を求め、それを踏まえて「原案」を作成し、パブリックコメントに付ける予定です。

私たちは、検討会議が発足した時からその検討過程に注目し、10 月 3 日には公開学習会を開催し、会議の検討過程、計画に盛り込まれることが予定されている内容の検討を行いました。

その結果、会議の検討過程、計画の性格および内容に重大な問題があることがわかりました。基本計画は来年度から 5 年間の愛知の教育の重点目標を示すもので、今後の愛知の教育に重大な影響を及ぼします。それゆえその問題点を指摘し、広く県民の皆さんに基本計画に対する関心を高めていただき、パブリックコメントなどで多くの意見を寄せていただくことと、県教委がその策定に対する姿勢を根本的に改めることを求めます。

1. 県民の教育要求を計画に反映させるために県民の意見を聞く場所を設けることと、検討会議、部会でのさらなる審議を行うこと。

今までの検討過程で県民の要求を知る主な手だては「県政モニターアンケート」のみでした。「素案」ができるまでに検討会議の委員が発言できたのはわずか 2 回の会合のみで、実質的な発言は合計でも 2 時間程度です。部会の詳細な資料も委員には渡されていません。これでは教育現場や父母・市民の切実な教育要求が計画に反映できません。県民対象の公聴会、関係団体からのヒアリングが必要です。そのうえで再度、部会、検討会議を開き、慎重に議論することを求めます。検討会議の当日に「素案」を配布し、意見を求めるといったことは教育委員会のあまりにも形式的な会議運営として厳しく批判されるべきです。

1. 今までの議論の経過の全面的な公開を行うこと。

県民が会議の全貌を知るために、県教育委員会のホームページ上で、部会での配付資料を含めた会議に関わる全ての資料、議事録の早急な公開が必要です。検討会議の委員にも部会の資料を配付すべきです。

1. 基本計画での県教育委員会の条件整備の責務を明記すること。

「素案」では、「家庭、地域、学校」の役割を重視し、様々な取組の主体として位置付けています。その一方で、県はその主体としては位置付けられていません。その結果、県（県教育委員会）の教育条件整備に関する責任、取組の重要性が「素案」では述べられていません。県（県教育委員会）が教育条件整備に取り組む責任と、そのための財源保障に取り組むことを明記すべきです。

そのためにも県の「政策指針」の見直しを視野に入れ、教育・福祉を重視する県政への転換を求めます。

1. 基本計画の内容の根本的な見直しを行うこと。

「素案」が示している「あいちの人間像」はもともと2005年に出された「愛知の教育を考える懇談会」の最終報告がもとになっています。この間の激しい社会状況の変化を反映したものになっていません。「あいちの人間像」の見直しから着手すべきです。「道徳性・社会性」を強調しながら、「いじめ・不登校等への対応」の具体策は教育現場の要求にこたえるものになっていません。なによりも学校の競争的体質、高校入試制度等が子ども達のこころを大きく傷つけているという自覚が全く見受けられません。子どもの貧困や虐待・ネグレクト問題についても福祉部局との連携の具体策も示されていません。

以上、いままでの検討過程、素案の内容はまったく教育現場の状況からかけ離れたものであり、教育委員会事務局が検討会議自体を形骸化し、形式的、おざなりに基本計画を策定しようとするものであり根本的な見直しを求めます。